

所得税・復興特別所得税、市・県民税、贈与税 **3/15 水**まで

個人事業者の消費税・地方消費税 **3/31 金**まで

所得税などの国税は税務署に、市・県民税は市税事務所・税務室に申告書を提出してください

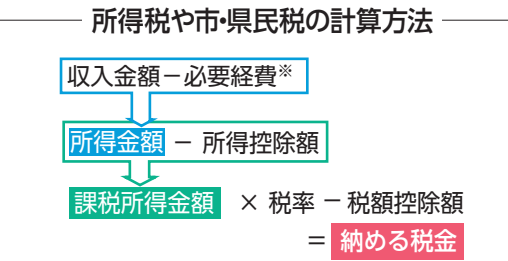
所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告は必要ありません

所得税は昨年の所得に課税され、市・県民税は昨年の所得を基に翌年度課税されます。このたびの確定申告は、令和4年中の所得に対する所得税などの金額を確定させるもので、市・県民税は、この所得を基に令和5年度の税額を決定します。

確定した税金を納める期限は、所得税は3月15日(休)です。市・県民税は、次の①～③のいずれか、または複数の方法で納めることになります。

- ①普通徴収(事業所得のある人) 税額を6月、8月、10月、12月の4回に分けて、納付書か口座振替で納付
②給与からの特別徴収(給与所得のある人) 税額を6月～翌年5月の12回に分けて、給与支払者が給与から差し引いて納付
③年金からの特別徴収(令和5年4月1日において65歳以上で年金所得のある人) 税額を4月～翌年2月の偶数月(6回)、年金支払者が年金から差し引いて納付

災害で被害を受けたり、納めることが難しくなったりした場合は、状況に応じて減免や猶予の制度があります。詳しくは、市税事務所市民税係・税務室へお問い合わせください。



※必要経費の額は、個人の事情によって異なりますが、給与収入と公的年金等の収入については、それぞれ「給与所得控除額」と「公的年金等控除額」として、収入に応じてあらかじめ決められています

税理士による確定申告無料相談会

●年金受給者 ●医療費控除などを受ける人 ●年の途中で退職し年末調整の済んでいない人

Table with columns: Date/Time, Venue. Includes details for Edion Mall and China Tax Accountants Association.

いずれの会場も、受け付け開始時間に整理券を配布します。詳しい内容や他の地域の無料相談会は中国税理士会ホームページで。中国税理士会 検索

所得税 市・県民税 贈与税

1 申告が必要な人、不要な人

所得税などの申告が必要な人

所得税・復興特別所得税では

昨年中の所得の合計額が所得控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除)の合計額を超える人が対象です。●事業所得がある人 ●不動産所得がある人 ●土地や建物などの譲渡所得がある人 ●サラリーマンで、

- ①給与の収入金額が2000万円を超える人
②給与を1カ所から受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、給与所得が退職所得以外の所得の合計額が20万円を超える人
③給与を2カ所以上から受け、その給与の全部が源泉徴収の対象となる場合に、年末調整されなかった給与の収入金額と、給与所得が退職所得以外の所得との合計額が20万円を超える人

●年金受給者で、公的年金等の雑所得の金額から所得控除を引くと、残額がある人

※公的年金受給者で、次のいずれにも該当する場合は申告をする必要はありません

- ①公的年金等(その全部が源泉徴収の対象となる場合に限り)の収入金額が400万円以下
②公的年金等の雑所得以外の所得金額が20万円以下

●贈与税では ●昨年中に個人から贈与を受けた財産の価額が、合計して110万円を超える人

●消費税・地方消費税では ●令和2年分の課税売上高が1000万円を超える個人事業者(課税事業者届出書を提出していない事業者は、速やかにご提出を)

2 所得控除の例

所得税、市・県民税の控除の例

- 1介護保険料、2後期高齢者医療保険料、3国民健康保険料

昨年中に納めた1～3の保険料は、社会保険料控除の対象となります(延滞金は対象外)。金額は次の書類などで確認できます。納付額が不明な場合は、区福祉課か区保険年金課にお問い合わせを。

- A 年金から引きされた保険料 日本年金機構などが1月に送付する「公的年金等の源泉徴収票」
B 納付書で納めた保険料 領収証書(領収日が令和4年1月1日から12月31日までの額の合計)
C 口座振替で納めた保険料 市が昨年12月下旬に送付した「口座振替納付済通知書」(口座振替申し込み時に送付を希望した人のみ)
※BとCの保険料について社会保険料控除を受ける場合は、確定申告などが必要です。また、申告の際に、Aの保険料があるときは、併せて申告してください
※確定申告などの際、上記書類の添付は必要ありません
※還付を受けた場合は、納付額から差し引いて申告してください

4介護保険サービスの利用者負担

介護保険のサービスを利用したときにかかった自己負担額は、医療費控除の対象となることがあります。●在宅サービスに係る医療費控除(要支援者のサービスを含む) 利用者負担のうち、訪問看護や訪問・通所リハビリテーションなどの医療系サービス費用の1～3割負担部分が

税の申告は 3月15日水までに

市・県民税の申告が必要な人、不要な人

●必要な人 ●令和5年1月1日現在、市内に住んでいて、昨年中に所得があった人(下記「不要な人」を除く)

●サラリーマンで、1カ所からの給与所得以外の所得が20万円以下の人

●年金受給者で、公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等の雑所得以外の所得の合計が20万円以下の人 ●令和5年1月1日現在、区内に店舗や家があり、その区内に住んでいない人 ●住民税が特別徴収された上場株式の配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する人(令和5年度の市・県民税の納税通知書が送達される時まで申告が必要。ただし、所得税の確定申告をした人で「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に○を記入した人は、申告は不要)

●不要な人

- ①所得税の確定申告をした人 ②昨年中の収入が給与収入のみで、勤務先から「給与支払報告書」が提出されている人
※ ③昨年中の収入が公的年金等の収入のみの人
※ ④市・県民税が非課税になる人(障害者、未成年者、寡婦、ひとり親などで昨年の合計所得金額が135万円以下の人)
※②③に該当する人でも、源泉徴収票に記載のない控除を受けられる場合は、所得税か市・県民税の申告が必要

●ご注意! 所得金額、所得控除の内容によっては掲載内容と異なる場合があります。詳しくは所轄の税務署、市税事務所市民税係・税務室(5階下)へお問い合わせください。 ※医療費控除、社会保険料控除を受け、所得税の還付を受ける人は、掲載内容にかかわらず確定申告を

3 申告書の作成

申告書の入手方法と必要な書類

- 所得税の確定申告書など → 国税庁ホームページ、税務署など
●市・県民税の申告書 → 市ホームページ、市税事務所市民税係・税務室

申告の際に必要な書類は、個人の事情によって異なります。詳しくはそれぞれのホームページや所轄の税務署、市税事務所・税務室にご確認を。また、申告書にはマイナンバーの記載が必要です。①マイナンバーカードか、②通知カード※などマイナンバーが確認できる書類と本人確認書類(運転免許証や国民健康保険証)の提示が写しの添付が必要です。 ※通知カードは、氏名・住所などの記載事項が住民票と一致している場合に限り

確定申告書の作成は国税庁ホームページで

パソコンやスマートフォンで確定申告書を作成し、e-Taxで送信すれば、自宅などで申告手続きが完了します(電子申告)。作った書類を印刷して郵送で提出も可能です。 ●電子申告ってどんなメリットがあるの? 24時間利用*でき、所得金額など自動計算。作成したデータを保存すれば翌年も利用可能です。 とっても便利です! *確定申告期間中

「住民税に関する事項」の記入を忘れずに

都道府県や市区町村などに寄付をした場合、確定申告書の「住民税に関する事項」も記入してください。

【寄付先】

- ①都道府県・市区町村(ふるさと納税) ※1 ※2
②共同募金会か日本赤十字支部 ※2 ※3
③都道府県が条例で指定している団体 ※3
④市区町村が条例で指定している団体 ※3

▼見本(所得税の確定申告書の一部)

Table with columns: 都道府県、市区町村への寄附(特例控除対象), 共同募金、日赤その他の寄附, 都道府県条例指定寄附, 市区町村条例指定寄附. Rows 1-4 with currency symbols.

ご利用を

市ホームページで市・県民税申告書の作成と試算ができるようになりました

- 申告書の作成と提出 ●前年中の所得金額などの内容を入力することで、市・県民税申告書の作成ができます(所得税の確定申告書は作成できません) ●市税事務所市民税係・税務室へ郵

送か持参で提出してください(データ送信や電子メールでの提出はできません)
■税額の試算 ●試算された税額は確定額ではありませんので、目安として利用してください
■ふるさと納税をする場合の試算 ●自己負担額2,000円を除いた全額が控除されるふるさと納税額(上限額*)の目安を試算することができます
※試算結果は参考として利用してください 市HP ページ番号 2127

4 申告の相談や提出

申告の相談・申告書の提出先

所得税、贈与税、消費税・地方消費税は所轄の税務署へ

●広島東・南・西・北、廿日市、海田税務署の合同申告会場

混雑緩和のため、会場内への入場には、入場できる時間帯を記載した「入場整理券」が必要です。入場整理券は当日会場配布しますが、LINE(ライン)によるオンライン事前発行も可能です。配布状況に応じて、後日の来場をお願いする場合があります。また、会場ではスマートフォンによる申告書作成をご案内します。 日2月16日(休)～3月15日(休) 【受付】8:30～16:00 【相談】9:00～17:00(入場整理券(当日配布)の枚数には限りがあります) 区税務署 広島東 ☎227-1155 広島南 ☎253-3281 広島西 ☎234-3110 広島北 ☎814-2111 廿日市 ☎0829-32-1217 海田 ☎823-2131 吉田 ☎0826-42-0008

市・県民税は市税事務所市民税係・税務室へ

- 申告相談 申告相談は、各区役所や公民館などで行います。場所や日時など、詳しくは、市ホームページか、2月1日号の「ひろしま市民と市政」の各区版で
●申告書の提出先 市税事務所市民税係・税務室 市HP ページ番号 101382

Table with columns: 市税事務所, 担当区, 係, 電話番号, 税務室, 電話番号. Lists various district tax offices and their contact info.

※ いずれの会場も、土・日・曜日、祝・休日は申告の相談などを行いません。ただし、NTTクレドホールでは2月19日(日)、26日(日)に、広島東・南・西・北税務署管内の人に限り申告の相談と受け付けを行います

電子申告の方法(e-Tax)

電子申告には、次の2種類があります。選んだ方式の事前準備をし、国税庁ホームページの指示どおりに入力してください

マイナンバーカード方式 ID・パスワード方式

- 次の二つを事前に準備
①マイナンバーカード
②マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォンにカードリーダー
●事前に税務署で対面による本人確認を行い、必要書類を提出して、ID・パスワードを取得

